

## 13

## 駐車場

## ■ 基本的な考え方

建築物には、車の乗り降りに配慮が必要な車いす使用者等のために、建築物の出入口に近い場所に車椅子使用者用駐車施設を整備する必要がある。また、車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口に至る経路は車椅子使用者等に配慮した整備をしなければならない。

## ■ バリアフリー整備基準

内容		関連条項	対象規模
一般基準	①車いす使用者用駐車施設を1以上設けているか	令17-1	別表第1
	【以下(1)～(4)は、①が「適」の場合に記載】		
	(1)幅は350cm以上であるか	令17-2-1	
	(2)利用居室までの経路が短くなる位置に設けているか	令17-2-2	
	(3)表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ雨水等のぬかるみがないものになっているか	条18の2-1	
(4)区間線等でその範囲が明確になっているか	条18の2-1		
	②次の建築をする場合、1以上の車いす使用者用駐車施設に屋根を設けているか ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が50㎡以上である公衆便所 ・床面積の合計が2,000㎡以上である特別特定建築物	条18の2-2	条18の2-2
経路円滑化等	③車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないか	条19-2-3	

## ■ バリアフリー整備基準の解説

●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

令…施行令  
条…県条例  
標…建築設計標準  
誘…誘導基準

&lt;一般基準&gt;

項目	解説	参照条文等
①車椅子使用者用駐車施設	<p>●駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を1以上設置すること。</p> <p>◇車椅子使用者用駐車施設の数、建物の利用目的、使用頻度などを考慮して決定する。</p> <p>◇車椅子使用者用駐車施設には、非常時に備えて管理人の呼び出し設備を設ける。</p> <p>◇車椅子使用者用駐車施設の数、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車台数が200以下の場合：全駐車台数×1/50以上を設置する。</li> <li>・駐車台数が200以上の場合：全駐車台数×1/100+2以上を設置する。</li> </ul>	令17-1         誘12-1
(有効幅)	●車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm以上(車体幅210cmに車椅子使用者の乗降スペース140cmを見込んだ寸法)とすること。	令17-2-1 【図1】
(経路)	<p>●車椅子使用者用駐車施設や車寄せスペースは、移動等円滑化経路を出来るだけ短くするため、出入口に近い位置に設けること。</p> <p>●歩車道の動線は、可能なかぎり分離すること。</p>	令17-2-2 【図1】

(床面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設は、平坦とし、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>●「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置とすること。</li> <li>●表面が雨水等でぬかるまないようにすること。</li> </ul>	<p>条18の2-1 【図1】</p> <p>条19</p>
(スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設は、区画線等でその範囲を明確にすること。</li> <li>◇車いす用リフト付き福祉車両などの大型車の利用がある場合は、車いす使用者用駐車施設の位置、後部ドア側のスペースを確保した区画面積に配慮する。</li> <li>◇車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースは、左右どちらからでも乗降できるように左右両方に設ける</li> </ul>	<p>【図1】</p> <p>標2-59(2)</p>
②屋根又はひさし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者用駐車施設を次に掲げる建築物に設ける場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>・床面積の合計が50㎡以上である公衆便所</li> <li>・床面積の合計が2,000㎡以上である特別特定建築物【拡充】</li> </ul> </li> <li>●屋根は、特別特定建築物から延びる庇、又は独立した建築物でもかまわない。</li> <li>◇屋根を設けた車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までは、庇又は雨よけなどを設置する。</li> <li>◇雨天時等の乗降に支障が生じないよう、車いす使用者の乗降に必要なスペースは屋内に整備する、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける。</li> </ul>	<p>条18の2-2</p> <p>【図3】</p> <p>条19-2-3</p> <p>【図1】</p> <p>【図1】</p> <p>標2-60(2)</p>
(有効高さ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇車いす用リフト付き福祉車両等の利用がある場合は、車両高さ(230cm以上)に対応した梁下高さ等を確保した屋根を設置する。(改修等で対応が困難な場合を除く。)</li> </ul>	<p>標2-60(2)</p> <p>【図2】</p>

### <移動等円滑化経路の基準>

項目	解説	参照条文等
③移動等円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、移動等円滑化経路等とすること。</li> <li>●移動等円滑化経路のうち、車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。</li> </ul>	<p>条18-1</p>
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇カーブなどの見通しの悪い箇所には、カーブミラー等を設置する。</li> <li>◇屋内駐車場などの自然光が入りにくい場所では、利用者が安全に乗降できるように照明の配置や照度等に配慮が必要となる。</li> <li>◇発券機や精算機等は車椅子使用者や手や指の不自由な人も利用できるよう、設置位置や高さ、助手席からの利用等に配慮が必要となる。</li> <li>◇視覚障がい者や聴覚障がい者の利用や注意喚起では、音声案内やディスプレイ、回転灯による対応が必要となる。</li> <li>◇必要に応じて、車椅子利用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員の配置、カラーコーンの設置、車椅子利用者等に対する案内や駐車場の巡回時の声掛けなどの人的・ソフト的な対応を行う。</li> <li>◇ポスターやハートフル駐車場利用証の掲示により、駐車施設を必要としている方に情報の発信や理解を促し、対象ではない方の利用を控えるよう呼びかける。</li> </ul>	<p>標2-61(3)①</p>
(標識)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「14 標識」のバリアフリー整備基準の解説「表示位置」「表示内容」を準用すること。</li> <li>●車いす使用者用駐車施設の付近には、当該駐車施設を示す表示板(標識)を設けること。</li> <li>●表示板は、高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること。</li> </ul>	<p>省令第113号</p> <p>【図4】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●表示は車が駐車すると隠れてしまうような箇所のみではなく、立て看板等の見やすい方法でも表示すること。</li> <li>●表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJISZ 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とすること。</li> </ul> <p>◇駐車場進入口には、車椅子利用者用駐車施設に至る経路の誘導用案内標識を設置すること。また、大規模駐車場、地下駐車場等には、車椅子利用者用駐車施設、便所、エレベーター、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標識を設置すること。</p>	
(案内設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「15 案内設備」のバリアフリー整備基準の解説「案内板等」を準用すること。</li> <li>●建築物又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板を設けること。ただし、容易に視認できる場合はこの限りではない。</li> <li>●駐車場の進入口には、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示すること。</li> </ul>	令20-1
ハートフル 駐車場	<p>◇車椅子利用者の他、上・下肢障がい者や妊婦、乳幼児連れ利用者、けが人等の移動に配慮が必要な方も利用できる駐車場として、「ハートフル駐車場」の登録と標識を設けること。</p> <p>◇ハートフル駐車場は、「ハートフル駐車場利用証制度」の利用者や対象者に向けた制度の周知・交付、利用の促進とともに、施設管理者の理解、協定締結・協力のもと整備されている。</p>	【P6-7】



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 2 駐車場の有効高さ

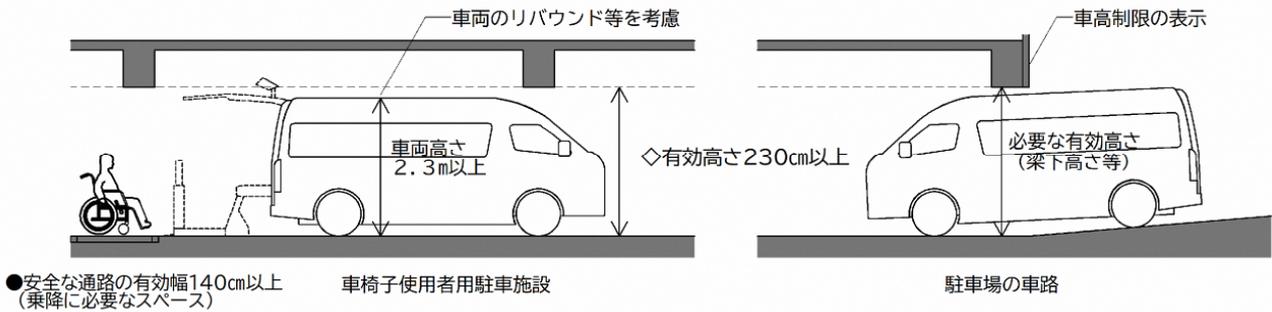


図 3 駐車場の屋根の例



図 4 標識・案内設備の例

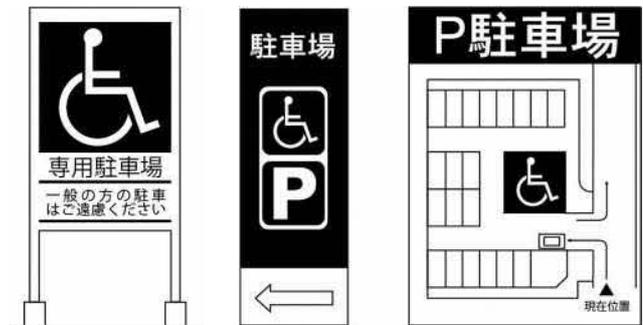
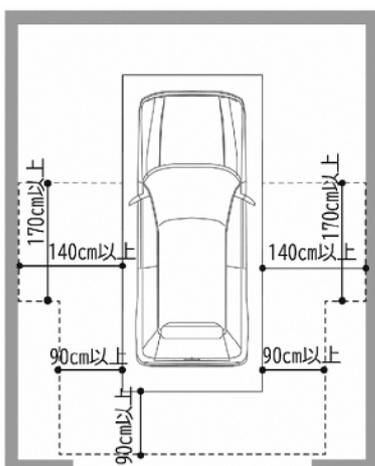


図 5 機械式駐車装置の整備例



車椅子使用者用駐車施設は、平置き式が望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合、駐車場管理員の配置や駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

【駐車装置設備について】

- ①駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設置する。
- ②乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅 140 cm 以上×奥行 170 cm 以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅 90 cm 以上の通路を確保する。
- ③機械式駐車装置の段差及び床の隙間は 2 cm 以下とし、幅は乗降スペースを含めて 350 cm 以上とする。
- ④高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設置する。
- ⑤入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画(平置き式等を含む)を考慮し設定する。

## ハートフル駐車場利用証制度

### 「ハートフル駐車場利用証制度」とは

鳥取県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース(ハートフル駐車場)を設けてもらうとともに、身体等に障がいのある方や高齢の方などで歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。



利用証



利用証の使用例

### 制度の狙い

バリアフリー法や鳥取県福祉のまちづくり条例により、公共的施設に車椅子使用者用駐車施設が整備されるようになりましたが、障がいのある方などから、健常者と思われる方が利用しているため車椅子使用者用駐車施設に停められないことが多いとの声が寄せられています。

一方で、商業施設など民間の公共的施設では、お客様への遠慮や、外見では健常者に見える内部障がいのある方もおられることなどから、不適切な利用かどうか分からない状況もあります。

また、車椅子使用者用駐車施設は施設の出入口に近いところに設置されていることから、車椅子の使用者だけでなく、障がいのある方や高齢の方など歩行が困難な方が利用できることとされていますが、基準があまり明確ではありませんでした。

そこで、対象者をなるべく明確にするとともに、対象者には利用証を交付し、適切な利用であることが外見上わかるようにすることで、真に車椅子使用者用駐車施設を必要とする方が当該施設を利用しやすくすることを目的として、「ハートフル駐車場利用証制度」を導入しました。

### 利用できる方と有効期間

利用できる方		有効期限
①身体障がい、知的障がい、精神障がい等により歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方		5年(5年おきに更新)
②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方		
③一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車椅子・杖などの使用期間
	妊産婦の方等	妊娠7ヶ月～産後1年半又は1歳6か月未満の子どもを同伴される方

○上記については、交付基準が定められています。詳しくはお問い合わせ先(鳥取県福祉保健部福祉保健課)におたずねください。

## 施設管理者の皆様へ

### ハートフル駐車場の設置にご協力をお願いします

鳥取県では、車椅子利用者用駐車施設を整備している施設に対して、「ハートフル駐車場利用証制度」の協力依頼を行い、協力の申し出のあった施設と随時協定を締結しています。

施設管理者の皆様におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、県との協定書の締結とハートフル駐車場の適正管理などにご協力をお願いします。

#### ○ハートフル駐車場としてご登録いただける区画

- ア 施設等に設置されている車椅子利用者用駐車施設
- イ アを確保した上で、別に確保される幅 250cm 以上 350cm 未満の駐車施設

※基本的にバリアフリー法や鳥取県福祉のまちづくり条例で定める車椅子利用者用駐車施設をハートフル駐車場としてご登録いただくこととなりますが、全ての車椅子利用者用駐車施設をハートフル駐車場としなければならないわけではありません。



#### ○協定締結に基づき協力をお願いする事項

- ・統一の案内設置  
ステッカー(県が作成)を配付しますので、カラーコーン(希望により県が提供)、既存の看板又は近くの壁・柱等への貼付をお願いします。
- ・利用対象外駐車に対する制度の周知  
利用証を掲示していない車に対し、制度周知チラシ(県作成)の配付等をお願いします。

#### ○協定締結のお申込み方法

お問い合わせ先にお電話いただくか、県福祉保健部福祉保健課ホームページから申込み用紙をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、メール又はファクシミリにより県福祉保健部福祉保健課へご送付ください。



### ■お問合せ先・お申込み先

鳥取県福祉保健部福祉保健課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話 0857-26-7142 ファクシミリ 0857-26-8116

電子メール fukushihoken@pref.tottori.jp

県ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119758>